⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsuro Shinjo, Commander, 10th Regional Coast Guard Headquarters.
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : About 300ＫＬ (Fuel Oil A)
⑷　Delivery period : From 1, December, 2012 through 31, March, 2013.
⑸　Delivery place : Naze Port.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause :
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting :
③　Qualification for competition participation : have Grade A or B in terms of the qualification “sale of product” in Kyusyu・Okinawa area in terms of the qualifications for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure and Transport (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2010, 2011 and 2012.
④　have registered with the relevant authorities, in accordance with the Petroleum Stockpiling Law (Law No. 55 of 2001), to initiate business of selling Petroleum Products.
⑤　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.
⑺　Time limit for tender : PM 15 : 00, 29, November, 2012.
⑻　acquire the electric cetifcate in case of using the Electric Bidding system.
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑼　Contact point for the notice : Osamu Murakami, Bid Examination Section, Finance Division, Finance and supply Department 10th Regional Coast Guard Headquarters 4―1, Higashikohrimotocho, Kagoshima-city, Kagoshima 890―8510 Japan TEL 099―250―9800 ext. 2223

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年11月15日
独立行政法人国際交流基金
契約担当職　理事　田口　栄治
◎調達機関番号　573　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　53、76
⑵　調達件名及び数量　日本語能力試験　試験資材印刷・梱包等業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　契約期間　契約締結の日（平成24年度）～平成29年３月31日
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　送付に要する諸費用単価に見込数量を乗じて得た総合計額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち消費税課税項目に相当する金額に当該金額の５％に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの合計価格を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国際交流基金会計細則第16条及び第18条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人国際交流基金における平成24年度競争参加資格（物品製造等）において「物品の製造」及び「役務の提供等」の区分でＡの等級を有する者であること。
⑶　独立行政法人国際交流基金から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑷　独立行政法人国際交流基金との契約に関して過去１年において債務不履行、納期遅延等をおこしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札問い合わせ先　〒160―0004 新宿区四谷一丁目21番　独立行政法人国際交流基金日本語試験センター（担当　三宅・石田）
電話03―5367―1021　ＦＡＸ03―5367―1025　e-mail　jlpt@jpf.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　①下記３⑶の説明会にて交付、②平成24年12月６日から12月14日まで上記３⑴の担当部局にて交付（土曜日、日曜日、祝日を除いた日の10時から12時、及び14時から18時まで）
⑶　入札説明会の日時、場所及び参加方法
平成24年12月５日（水）14時00分
〒160―0004 新宿区四谷四丁目４番１号　独立行政法人国際交流基金本部９階第２セミナー室
前日17時00分までに上記３⑴に参加申込みを行うこと。
⑷　事前審査書類の提出期限　平成25年１月７日（月）15時00分
⑸　入札の日時及び場所　平成25年１月18日（金）14時00分　独立行政法人国際交流基金本部９階第２セミナー室
4　その他
⑴　入札、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示す証明書等の必要資料を所定期限までに提出しなければならない。当該資料は独立行政法人国際交流基金において審査するものとし、競争参加資格を有する者による入札を行うものとする。入札者は、当該資料に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　入札説明書に定める条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
⑻　独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされている。
これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとするので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行う。
なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意したものとみなす。
ア　公表の対象となる契約先　次の何れにも該当する契約先
㋐　当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
㋑　当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めている法人。